

市長記者会見記録

日時：2015年5月19日（火）午後2時～午後3時06分

場所：本庁舎2階 講堂

議題：1 川崎市・株式会社ぐるなび 地域活性化連携協定の締結について（経済労働局）

2 川崎プレミアム商品券の発行について（経済労働局）

3（話題提供）平成27年第1回川崎市総合教育会議の開催について（総務局）

<内容>

（川崎市・株式会社ぐるなび 地域活性化連携協定の締結について）

司会： ただいまより、定例の市長記者会見を始めさせていただきます。本日は、川崎市・株式会社ぐるなび地域活性化連携協定の締結についてと、川崎プレミアム商品券の発行について、話題提供といたしまして、平成27年度第1回川崎市総合教育会議の開催についてとなっております。

それでは、川崎市・株式会社ぐるなび地域活性化連携協定の締結について発表いたします。

初めに、出席者をご紹介させていただきます。

株式会社ぐるなび代表取締役会長、滝久雄様（以下「滝会長」）でございます。

滝会長： お世話になります。

司会： 取締役常務執行役員、渡辺昌宏様（以下「渡辺常務執行役員」）でございます。執行役員、杉山尚美様（以下「杉山執行役員」）でございます。横浜営業所エリアマネージャー、泉威行様でございます。

司会： それでは、市長から発表いたします。市長、よろしく願いいたします。

市長： 株式会社ぐるなびとの地域活性化に向けた連携協定の締結について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

川崎市では、これまでも多くの市内の魅力を様々な形で情報発信し、色々な媒体でも取り上げていただいているところでございます。人口が増え続けている本市には、市民の期待に応えようとする新たな魅力が増えております。その1つが日常の生活に欠かせない食の分野であろうと思っております。そうした身近なまちの魅力をさらに知っていただき、活用していただく、さらには、市外や海外での評価も高めていくために、このたび、株式会社ぐるなびと本市は、双方の資源を有効に活用した取組を通じて地

域活性化を図るため連携協定を締結することになりましたので、ご報告をさせていただきます。

ご承知のとおり、ぐるなびは飲食店情報検索サイトの国内最大手でございますが、この協定を機に、ぐるなびの持つ飲食店や料理人に関する膨大なデータに加え、店舗の発掘力、店舗への支援力、そして、極めて高い情報発信力と連携することで、本市の商業振興、外国人誘客を含めた観光振興、食文化の振興などにつなげていきたいと考えております。

具体的には、当面3つの取組を企画しています。1つ目は、市内の飲食店向けに、多言語対応による情報の発信と、訪日外国人の受け入れ環境づくりを進めるための手法や、期待される接客、外国人受け入れの成功事例などを学んでいただくセミナーの開催を行ってまいります。セミナーについては、第1回を6月29日月曜日に予定しており、「訪日外国人の状況」や「外国人を呼び込むための取組事例」、「外国人客からよくある要望」など、販売促進ノウハウをご提供いただくことを計画しております。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて外国人観光客の増加が見込まれる中、こうした取組が本市への外国人誘客につながることも大いに期待しております。

2つ目は、ぐるなびの運営するWEBサイトに本市の特設ページを開設します。川崎市が持つ市内各地の観光やイベントの情報にぐるなびが持つ食の情報を加え、今年8月ごろをめどに開設する予定です。

3つ目は、ぐるなびが取り組む食のイベントである「ジャパン・レストラン・ウィーク」で市内の飲食店を積極的にご紹介いただきます。また、本市の農作物ブランドである「かわさきそだち」を活用したメニューを提供する飲食店を市内外に情報発信することで、「かわさきそだち」のブランド力向上に期待しているところでございます。

今回の協定締結を通じて、市民が生活する上で欠かすことのできない食の分野にスポットを当てた取組を着実に実施することで地域活性化を進めてまいります。

本日は、株式会社ぐるなびの滝久雄代表取締役会長にお越しをいただいております。調印に先立ちまして、滝会長からご挨拶をお願いします。

滝会長： 皆さん、こんにちは。ご紹介にあずかりました滝でございます。今ほど福田市長から、やる中身に関しては非常に詳細にお話しいただきましたので少し、こうやって川崎市を交えて、川崎市とご一緒できると大変うれしく思っておりますので、幾つか思いつくことをお話ししたいと思います。

まず、今朝ほど新聞で羽田と直結する橋が2020年に間に合わせられると、すごい記事を見ました。もともとそうあるべきだと思う1人ですが、橋というのは、もの

すごいお金もかかりますし、ただ、この橋がないと30分、40分という時間がかかる。それが橋ができると5分、10分というようなことで移動できる。全く世界が変わるといいますか、飛行場の中に川崎市が移動するような画期的なことだと思います。本当におめでとうございます。

それから、ご挨拶をする前に、皆さんご存じでしょう。釈迦に説法でしょうが、ICTといえますか、インターネットのインフラといえますか、通信インフラというのは、日本のインフラというのは光ファイバー、ブロードバンド、これは世界断トツで一番なんですね。皆さん、楽天とか、ヤフーとか、ソフトバンクとか、ぐるなびも使っている関係で、日本はIT関係、非常に進んでいるように感覚的には思っているかもしれませんが、実はICT、インターネットテクノロジーを利活用する。生かしてリアルな生活の場、あるいは生産性を上げるということに関して、実は非常におくれているんですね。先進国で一番おくれているんです。

それはなぜおくれているかという、一番インターネット時代の利便性というのは、実は個人にひもつくところがすごく多くございまして、特に健康に絡むところがものすごく意味合いがありまして、そういう意味では、マイナンバーというのが先進国でないのは日本だけなんですね。それがやっとここで動いて、来年からまず税金でと。しかし、再来年には銀行絡みが必ず、3年目でしょうか。これは、世界自身がもうものすごい勢いで動いていまして、要するにインターネット産業革命の一番大きな本格的な展開というのはその直前にあるような気がするんですね。そんなことを思いながら、川崎市は大変ポテンシャルがあるという思いが強かったんですが、今回こういうことができ、大変うれしく思います。

挨拶、ちょっとメモしてきましたので、お話ししたいと思います。ここ川崎市は若さあふれる福田市長のリーダーシップのもと、最幸のまち川崎という理念を上げ、市民のために最も幸せな都市づくりを精力的に進めています。我が国は、先進国で唯一おいていたマイナンバーの本格的な実施がいよいよ来年から始まろうとしています。その変革は、まずは銀行系からでしょうが、3年目ごろには情報爆発時代へと急激に進み、そのことが市民生活に及ぼす影響力は想像を超えるものがあることでしょう。そういう中であって、川崎市は良きリーダーに恵まれています。福田市長によって、日本で一番ICT利活用を実現する市政、都市づくりが進んでいくことと思います。

インターネットテクノロジーは、情報系の産業革命をもたらしました。本格的な産業革命はまだこれからですが、今日までに利活用で成功した企業体が我々ぐるなびです。外食は15兆円という大きい業界ですが、ほとんどがザラバというロングテール

の状態にあります。そこに有効なぐるなびというメディアを誕生させたことによって、ザラバの小さな飲食店でも、頑張った分だけ評判がよくなるという環境が実現しました。

日本の食文化は、これらザラバの多くの飲食店によってつくられています。その食文化は世界一高いものです。しかもお店の品質が高いというだけではなく、調理技術も世界一高く、また、調味料などに関しても、川崎では味の素の大工場があります。我が国には世界一の品質を持つ産業が存在しています。発酵調味料、醤油は、世界をキッコーマンが独占していますね。この品質の高い食文化を通じて、ここ川崎市でも、まちの活性化、インバウンドなどのお手伝いをしていきます。インバウンドに関しては、川崎市は羽田空港に近い好立地であり、2020年までにできる羽田空港と川崎市を直結する新しい橋も、川崎市の価値をますます飛び上がらせることでしよう。

川崎市の多摩川及び多摩川沿いの景観は壮大ですばらしく、研究開発センター都市としての広大な土地があり、しかも日本一の工場地帯を形成する工場群は圧倒する景観を持っています。羽田空港と川崎市を直結する橋によって、ますます羽田空港とのアクセスがよくなるということで、インバウンドの新しい目玉的な人気になるものをつくり出せないだろうか。それができれば、インバウンドにおいても、川崎市は飛び上がるだろうということを素人ながら直感しています。

それから、提案したいと考えているのがブライダルデーです。我々日本人がグローバル社会で生きていかなければならないということ考えたときに必要になるのが、日本では大きく立ちおくらせていますが、夫婦ペアで行動するということです。結婚記念日に休暇をとり、特別な1日として祝うライフスタイルを、政令都市の中で婚姻率が日本一高い、ここ川崎でも定着させたいと思います。結婚式は一生に1回ですが、結婚記念日は毎年あります。その日にホームパーティー、あるいはコミュニティーでのパーティーを実現していくということは、まちの楽しさをつくり、商店会の活性化にもつながり、最幸のまちにふさわしい取組になることと思います。欧米社会では、バンケットといいますか、土曜日に、ウィークエンドには必ずパーティーをやるという習慣があるんですが、日本はなかなか、意外にそれがない。また、夫婦を単位にみんなが集まるという習慣もあまりない。そんなような意味では、ブライダルデーというのを強調する中で、また、結婚記念日には、私どもぐるなびも、その前進のNKBもブライダルデーを採用しているんですが、ほとんどの人がブライダルデーだけは休みますね。そして、必ずまた来年の計画をするみたいなので、大体奥様のほうが主導

的になりますので、みんなそれぞれ、そういう意味では、ブライダルデーに関しては、忙しくてもお互いに融通し合いながら容認するみたいですね。そんな意味で、ぜひ僕は「最幸のまち」の一要素になるんじゃないかと思っています。

本日の協定を機に早速幾つかの取組を始めますが、今後、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、お手伝いできるテーマもどんどん増えていくのではないかと大きな期待を持っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

司会： ありがとうございます。それでは、協定の締結に入りたいと思います。準備をお願いいたします。

では、協定書にサインをお願いいたします。

(協定書にサイン)

司会： これで協定が締結されました。

それでは、写真撮影をさせていただきたいと思いますので、申しわけありません、前のほうへ。

(写真撮影)

司会： よろしいでしょうか。席におつきください。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。進行は、幹事社さん、お願いいたします。

幹事社： 市長と会長からお互いの魅力ですとか、強みの部分というのを、狙いはとてもよく伺いまして、そもそものところを伺いたいんですが、この協定に至るそもそものきっかけですとか、どちらから働きかけたかなどの経緯を教えていただければと思います。どちらからでもいいです。

市長： かねてからか、平成22年度というふうに聞いておりますけれども、そのころから、ぐるなびさんのほうから川崎市に様々な提案をいただいていたというふうに伺っています。昨年ですけれども、この川崎市の青年農業者の皆さんとの意見交換会などを通じて、生産者と、それから、消費者に届けるための中核をなす飲食店をつなげていただく。そういったノウハウをぐるなびさんが非常に持っているということで、数回にわたって勉強会を行ったということが1つの大きなきっかけになっていると思います。

そういったことを通じて、ぐるなびさんが持っているノウハウでありますとか、先ほど申し上げた店舗への支援力だとか、発掘力とか、それから、日本最大手の検索サイトですから、そういったものをもっと地域の活性化に生かしていけるんじゃないか

ということをお互いに確認し合いまして、今日に至ったということでございます。

会長のほうから何かあれば。

滝会長： そうですね。もともと福田さんが市長になられたということもありますけれども、僕も、もともとエンジニア上がりなものですから川崎には非常に、味の素さんとか、東芝さんとか、非常にご縁を感じるものもありまして、それと、オリンピックが決まって、羽田とのアクセスの多摩川を通るたびに橋がどうしてもできないのかなというか、大変なんだろうなと思いつつながら、そんな。

それと、僕は今、規制改革のメンバーの中でこの半年、一番頑張ったのは、ICT利活用のマイナンバーのところの1日も早く具現化するという、今、日本はのほほんど、本当にオープンマインドであらゆる世界のICTを利用しているんですけども、ある時期が来たら、日本国としての高いセキュリティーを持った中で、せっかく世界のインフラを持っていますので、オリンピックまでに、日本の個人の情報に関しては日本のセキュリティーを通過して外に出ていくと。そのままアマゾンに、そのままグーグルに、そのままバイドゥにという、あるいはネイバーにというよりは、日本の国家を通して暗号化されて外に出ていくという、そうあるべきだと思ったりしている中で、それがまたすごく、この高齢化社会にとっては色々な、自分のカルテなども含めて、その体質も含めて、スマホを持っていさえすれば、お医者さんが的確なサジェスチョンしてもらえみたいな、そんなICT利活用を考えたときにとっても身近に、身近なモデル地区にできるんじゃないかなと。そんな思いプラス、ぐるなび自身が色々なことをやっているのに加えて直感的に思っておりましたので、非常にいいタイミングで一緒できることになって、及ばずながら一生懸命頑張りたい、こんなふうに思っています。

幹事社： ありがとうございます。各社、お願いします。

記者： よろしいですか。ぐるなびさんとしては、こういうふうな自治体との提携、こういった内容の提携というのはほかの自治体ともやっているのでしょうか。

滝会長： はい。

記者： やっているとすれば、今回の川崎市との提携内容と今までの既存の自治体との提携内容の中で違っているところ、新しいところとかあったら、ちょっと教えてください。

滝会長： そうですね。常務。

渡辺常務執行役員： ぐるなびの渡辺です。今、ご質問いただいた件ですけれども、今まさに京都市さんと、また新潟市さん等含めて包括提携を結ばさせていただいてお

ります。一番我々が目指しているものは、地域の特徴をきちんと発信していこうと。そして、また、地域の魅力的なものを我々が連動させていただくことによって、さらに魅力的な形にしていこうということを地域活性化というテーマで取り組んでおります。

先ほど話がありましたように、「最幸のまち」川崎ということで、滝のほうからもブライダルデーという話がありましたけれども、これは今、まさに詳細を詰めさせていただいておりますけれども、今から非常に盛り上げていきたいというふうに思っている1つのオリジナルなテーマになります。

記者： わかりました。多言語対応WEBページというようなものは、ほかの自治体でもやっているんですか。

渡辺常務執行役員： はい。外国語の対応は新潟市さん、京都市さんとも同じようにやらせていただいております。

記者： これは事務方なのかもしれない。「ジャパン・レストラン・ウィーク」というのはどういったものなんでしょう。どういった事業というか、取組なんですか。

渡辺常務執行役員： こちらにあるんですけれども、今、これ、ちょうどスタートして約6年目になるんですけれども、まさしくテーマが書いてあるように、地域の食文化を発信、地域食文化発信メディアというふうに我々は考えているんですけど、その地域の地元にいるシェフと地元でつくった食材をつなぎ合わせることによって、シェフによって、地元の郷土料理であったり、売りのメニューというものを発信してもらおう。こういったことを今やっております。それとともに、2月と8月にこれを開催させていただいているんですけれども、2月、8月は非常に外食閑散期になります。その2月と8月に地元のプレミアムなお店をリーズナブルに体験しよう。そして、そこでまた外食に触れていこうということを今、全国各地で開催させていただいております。

先ほどお話にありましたように、川崎にも非常に技術を持ったシェフの方がたくさんいらっしゃいます。そして、「かわさきそだち」という食材のブランドも非常にありますので、ここをしっかりとつなぎ合わせることによって、川崎の食を「ジャパン・レストラン・ウィーク」を通して発信していきたいというふうに考えております。

滝会長： 1つ、思いつきですけれども、訪日の外国人、日本の食に大変興味があるんですね。ASEANの人は、1番が日本の緑なんですね。公園ですかね。皇居かわかりませんが、緑。でも、それと同じぐらいに興味があるのが日本の食。欧米の人は、日本の歴史が一番で、それと同じぐらいに興味があるのは食。両方とも食なんですね。

結構体験型をすごく、おすしを巻くとか、おにぎりを一緒につくるとか、体験型を皆さん期待が結構ありまして、この体験型のインバウンドの戦略みたいなのは、ちょうど羽田に近いですし、各川崎のお店がぐるなびの加盟店、何軒。

杉山執行役員： 加盟店が現在、1,360件、全体の25%ですね。

滝会長： 1,300店もあるんですね。ですから、1,300人の料理長がいるわけですが、その協力を得れば、訪日海外の人が来たときには体験型をうちはできますよというような緑ののれんか何かかけて、外国人が見ると体験型が楽しめるみたいなという何か。これはまだどこでもやっていませんけど、外国語版の非常に画期的なうちの辞典をつくったんですね。料理人がうちの辞典を使えば、自分のメニューをその中に入れた瞬間、4カ国語できちんと変換される。訪日外国人にわかる形でメニューが理解してもらえるとというプラスに体験要素を加えたりすると、非常に話題になるのかなというような、多摩川とかの土手を見ていて、あの研究開発都市を見ていて、そういうような組み合わせでオリジナルな何かやれないかな、やれるんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

記者： それと、すみません。今おっしゃった多言語対応WEBページとか、特設WEBページ開設、川崎の観光イベントに食文化を加えるとかいうのは、これは双方のホームページでやるんですか。それとも切り分けがあるんだったら、ちょっとわかりやすく整理して教えてほしいんです。

滝会長： 杉山君。

杉山執行役員： 杉山です。よろしく申し上げます。まず、レストランのインバウンド対策という形になりますので、飲食店様の受け入れ環境を整えていくということで、先ほど福田市長からお話がありました6月29日に1回目のインバウンドセミナーを開催して、そういう受け入れ環境を整えていきます。情報発信に関しましては、ぐるなびからと川崎市さんのほうから、両方で発信ができるような形をつくっていかうというふうに考えております。

記者： はい。

司会： ほかはよろしいですか。

それでは、本件につきましては、以上をもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

ここで関係者の方が退室されます。

市長： どうもありがとうございました。

(川崎プレミアム商品券の発行について)

司会： すみません。大変お待たせしました。

それでは、川崎プレミアム商品券発行について発表いたします。

初めに、出席者をご紹介させていただきます。

川崎プレミアム商品券実行委員会委員長の川崎商工会議所会頭、山田様（以下「山田実行委員長」）でございます。

山田実行委員長： どうぞよろしく申し上げます。

司会： 川崎プレミアム商品券実行委員会副実行委員長の川崎市商店街連合会会長、猪熊様（以下「猪熊副実行委員長」）でございます。

猪熊副実行委員長： 猪熊でございます。よろしくお願いいいたします。

司会： それでは、市長から発表いたします。市長、よろしく申し上げます。

市長： それでは、川崎プレミアム商品券の発行について、ご説明させていただきます。

川崎プレミアム商品券の発行事業につきましては、国の交付金を活用し、市内の消費喚起を目的として実施するものでございます。本事業につきましては、去る3月23日に、川崎商工会議所など市内の関係団体で構成した川崎プレミアム商品券実行委員会を立ち上げまして、本日お越しいただきました川崎商工会議所の山田長満会頭を実行委員長として、川崎市商店街連合会の猪熊会長を副実行委員長として、ご協力をいただきながら事業を進めているところでございます。

初めに、川崎プレミアム商品券の概要につきましては、額面1,000円の商品券を12枚つづりとした1万2,000円分の商品券を1セット1万円で販売するものでございまして、1セット当たりで2,000円分、20%のプレミアムをつけてあります。発行冊数につきましては、27万5,000冊。発行総額は33億円でございまして、商品券はスーパーなど大型店を含む市内約5,000店舗で利用可能となる見込みでございます。また、商品券を利用できる期間につきましては、9月1日から12月31日までの4カ月間となっております。

次に、商品券のデザインにつきましては、商品券をとじる表紙は、「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」、「音楽のまち・かわさき」、「スポーツのまち・かわさき」をそれぞれイメージしたものをデザインに加えることで、元気と活気に満ちた「最幸のまち」川崎をイメージいたしました。

次に、商品券のお買い求め方法につきましては、販売時の混乱を避けるため、事前予約の形をとらせていただいております。6月15日から7月19日の1カ月間の

間に、ホームページ、またははがきにより予約の申し込みをいただくこととしております。

商品券を購入できる引換窓口につきましては、スーパーや金融機関、区役所など市内の約100店舗となる見込みです。予約の際には、引換窓口を第2希望までお選びいただき、9月1日から10日までの間に希望されました引換窓口でお買い求めいただくこととなります。

なお、予約された方が発行冊数を上回った場合につきましては、川崎のプレミアム商品券でございますので、市内にお住まいの方を優先して抽選を行わせていただきます。

また、本事業につきましては、川崎市商店街連合会と密接に連携し、商店街がみずからの創意工夫で実施する販促イベント等を支援するなど、商店街での商品券の利用促進につながるよう実行委員会で検討を進めているところでございます。本市といたしましても、本事業は単なる一時的な消費喚起にとどまることがないよう、そして、商店街での取組などを通じて地域での経済の好循環の創出につなげられればと考えておりますので、本事業に対する皆様方のご理解とご支援・ご協力をお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

司会： ありがとうございます。

続きまして、実行委員長の山田様のご挨拶をいただきます。山田様、お願いいたします。

山田実行委員長： 実行委員長の山田長満でございます。プレミアム商品券事業につきましては、去る5月14日に開催いたしました第2回の川崎プレミアム商品券実行委員会におきまして、事業の詳細についての決定を行い、本日、皆様に発表できる運びとなったところでございます。

事業の内容につきましては、先ほど市長からご説明いただいたとおりでございますが、実行委員会といたしましても、このプレミアム商品券事業を市内全域の消費喚起につなげたいというように考えております。

また、商品券事業につきましては、地域の商店街にお客様を呼び込む重要なチャンスであると考えておるところでございます。商品券販売にあわせまして商店街の皆様にも積極的な取組をしていただきたいと考えております。実行委員会としても販促イベント等を行っていくものでございます。市内の事業者の皆様には、商店街に留まらず、9月からの商品券にあわせ、地域が元気になるような取組をあわせて行っていた

できればと考えております。

プレミアム商品券事業を成功裏に終わるために、実行委員会といたしましても一生懸命に取り組んでまいりますので、マスコミの皆様方にも広報とご協力をよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

司会： ありがとうございます。

続きまして、副実行委員長の猪熊様からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

猪熊副実行委員長： ただいまご紹介をいただきました川崎プレミアム商品券実行委員会副実行委員長の猪熊俊夫でございます。

プレミアム商品券事業の実施に当たりましては、私の所属しております川崎市商店街連合会、呼称を市商連とも呼んでおりますが、その市商連としても積極的に取り組ませていただいているところでございます。市商連といたしましては、この商品券発行事業に伴い実施するのぼり旗の設置やイベントなどの各種販促事業を、商店街振興を進める上で大きな機会と考えておりまして、商店街の販促事業に連動して様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

初めに、現在、川崎市には市商連に加入していない商店街がございますが、本事業を契機といたしまして、市商連加入のメリットを説明し、商店街への加入促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、市商連に加入している店舗につきましては、商品券が利用できる店舗を可能な限り増やせるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、現在、市商連として、地区商連とも連携し、商店街の販促イベントであるサンクスフェアを開催する予定で準備を進めております。この販促イベントを商店街での商品券の利用に確実につなげていきたいと考えておりまして、マスコミの皆様方にはイベントのPRにご協力を賜りたいと存じております。市商連といたしましても、商品券事業が成功に終わりますよう積極的に取り組んでまいりますので、今後とも事業へのご理解・ご協力いただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

司会： ありがとうございます。

それでは、ここで商品券のパネルがございますので、そちらでちょっと写真撮影をさせていただければと思ひまして。こちらお持ちになっていただいて。

(写真撮影)

司会： よろしいですか。ありがとうございます。それでは、質疑応答に入ります。

幹事社さん、よろしくお願いいいたします。

幹事社： 一問だけお願いしたいんですが、これは山田会頭に伺うのがよろしいかと思うんですが、お話にもありましたとおり、このプレミアム商品券で地域の商店街で買い物をするというところが一番ポイントかと思うんですが、その販促イベントというのはどういうものをイメージしていらっしゃるのか、今の構想を教えてください。

猪熊副実行委員長： それでは、副実行委員長の猪熊からご説明をさせていただきます。色々ありますけれども、まず、川崎市内で、全ての商店街でその商店街の特色を生かした、まずイベントを行っていただきます。これは、川崎市内には11の商店街がありますけれども、11の中で色々なものが出ようと思うので、これは私どもでは把握しないで、商店街の自主性に任せようと思っております。

そして、市商連につきましては、サンクスフェア、先ほどのプレミアムカードの裏側にサンクスフェアというような印刷をいたしまして、そして、A賞、B賞、C賞、D賞、そして、もう一つ、ミューザというような形で、この5種類のものを抽選で賞品が当たるというような実施を、これは川崎全市で行うわけでございます。もう少し詳しく言っているのかどうかわかりませんが、まず1等賞が例えば液晶テレビだとか、あるいはB賞がノートパソコンだとか、あるいは電動自転車だとかというようなことで、この辺は商工会議所にも会員がおりますので、会員の方々を重視したような賞品でそろえてまいりたい、こんなように考えているところでございます。

以上です。

幹事社： 商品券自体に抽選券というんですか、それをつけるイメージ。

猪熊副実行委員長： はい。商品券自体で、商品券を売った、商店街で買った方に対してその用紙を、あれを渡します。

幹事社： 商店街でお買い物をした方ですね。

猪熊副実行委員長： はい、そうです。

幹事社： わかりました。ありがとうございます。

猪熊副実行委員長： はい。恐れ入ります。

幹事社： 各社、お願いします。

記者： すみません。もしかしたら、事務方の方がいいかもしれないですが、これ、売れ残った場合、使い切れなかった場合というのは、もう1回、再換金してもらえるのかということと、それから、使った場合におつりは出るのかというのはいかがでしょうか。多分消費者の方はこういうところが気になるんじゃないかと思います。

商業観光課長： それでは、一番初めの売れ残った場合なんですけれども、ちょっと

今までの……。

記者： 使い切れなかった場合に。

商業観光課長： すみません。質問は、使い切れなかった場合ということでよろしいですね。

記者： はい。

商業観光課長： 使い切れなかった場合は、12月31日をもって一切使えなくなりますので、換金等は一切できませんので、必ずその期間までに使っていただくということをお願いしたいと思います。

それから、おつりにつきましては、一切おつりも出ませんので、1,000円で、もし990円を買ったとすると10円のおつりは出ませんので、そういうことでよければ使えますが、基本的には1,000円を超えるお金で使っていただくということをお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

記者： そうすると、すみません。1枚1,000円で、500円のものを買って500円おつりをもらうというのはできないということですか。

商業観光課長： そのとおりでございます。

記者： 逆に1,200円のをプレミアム商品券1,000円と200円のコインという形でも買えるということ。

商業観光課長： それは買えます。そういう形でお使いいただければと思います。

記者： わかりました。

記者： すみません。商品券は川崎市内の個別の商店街とか、商連とかという形で過去にもやったことはあると思うんですが、それとの違い、多分、川崎市内全体がまとまったようなのは初めてだと思うんですが、その辺の意義づけを改めて教えてください。

猪熊副実行委員長： 過去にもプレーメンだとか、そういう商店街で何回かやったことがございます。ただ、何回かはやるんですけれども、なかなか成功しにくい。というのは、商店街でやっても、大型店へその商品券が流れてしまって、商店街へ戻ってくるのが約2割程度、あとの8割は大型店へ行ってしまうというようなことで、なかなかうまくいかないのが実情です。ただ、今度の場合は、私どもの仕掛け方も相当色々な面で仕掛けておりますので、もう少し商店街へのバックがあるんじゃないか、そんなように考えております。

以上です。

記者： 5,000店というのは、川崎市の全商店の何%ぐらいになるんですか。非常に小さなところまで含めるかどうかという問題はありますけど、大体5,000店というところのぐらいをカバーすることになるのか。例えば大型店を含むということであれば、商業売り上げの何%まで参加してもらいたいとか、そういうのがあったら教えて欲しいんです。

産業振興部長： 今、市内全域の商店で約2万店あるというふうに認識しているところでございます。そのうちの5,000店というようなお店にご協力いただくというようなことを考えているところでございます。

記者： これは小売とか、レストランとか、飲食も全部入るんですか。小売、飲食、サービス。

産業振興部長： はい。そのとおりでございます。

記者： これは、ここに書いてある取り扱い想定業種の中に、いわゆる学習支援業とか、浴場業とか、そういうものが書いてあるんですけども、いわゆる塾に通ったりするのにもこれで払っていいということなんですか。

産業振興部長： 塾も通常、再就職するためのじゃなくて、新たに学ぶ塾みたいな、そういったところにはぜひ使っていただきたいというふうに考えているところでございます。

あと、浴場組合は、お風呂屋さんで使っていただきたいというふうに考えているところでございます。

記者： いわゆる子どもの学習塾とか、そういう意味ではないんですか。

産業振興部長： はい。登録していただければ学習塾も、新たに勉強しようというようところで登録していただければ結構でございます。

記者： すみません。もう一つ、先ほどの件との絡みなんですけれども、前にちょっと別のところで同じような商品券、本当に小規模な商品券の取材をしたことがあったときに、やっぱりおつりが出なかったんで、1,000円ぽっきりセールみたいなものを商店街の方々が考えて企画されたりしていたようなんですが、そういったような商品券がおつりが出なくて1,000円単位であるという特性を生かしたようなイベントというか、試みも考えていらっしゃるのでしょうか。

猪熊副実行委員長： 例えば飲み屋さんを想定していただくとわかると思いますが、例えば3,000円ぽっきりで何々が飲めるよとか、2,000円で何々が飲めるよ、1,000円で何々が飲めるよ。それを使った場合に、例えば1,000円だったら、これが使ったサービスとしてつきますよ。そういうようなサービスの仕方を飲み屋さ

んでは、我々は奨励していこうと思っております。

記者： わかりました。

記者： 取り扱い店舗はどれぐらいで確定するんですか。今、募集段階なんですか。想定で5,000とかになりますか。

商業観光課長： 今日、記者発表していますので、今日から正式に募集という形になりますけれども、第1弾の締め切りは一応6月26日を予定しております、それ以降も、もしやりたいところがあればどんどん拡大して、少しでも5,000を超えるように増やしていけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

記者： じゃ、目標という感じですか。

商業観光課長： そうですね。5,000ぐらいは集めたいと思っております。

記者： すみません。購入希望者が多数の場合は抽選というふうに書いてあるんですけども、この抽選というのは申込者に対してランダムに行うんですか。例えばですけど、残り10万円分あるというときに、Aさん、Bさんは5万円分の希望を持っていて、Cさんは1万円分の希望しか持っていない。そういうときに、Cさんが当たった場合です。そうすると5万円と1万円が余っちゃいますね。そのときは例えば何か調整をするんですか。Bさんには4万円分は買えますよとか、そういうのは何かあるんですか。

商業観光課長： 抽選の結果につきましては、1万円買った方も5万円買った方も当選の確率は一緒で、本当にランダムに抽選を行いたいというふうに考えております。

記者： そうすると、でも、市外の方で購入希望を持っている方との調整が難しくありませんか。

商業観光課長： もし抽選が27万5,000冊を超えた場合は、基本的に市外の方は、もしそれ以上、それを超えた方がいた場合は、ちょっと申しわけないですが、まず市外の方を外させていただいて、市内の方を優先に当選をさせていただきます。もし27万5,000冊の中に市外の方もおさまっていた場合は、通常の中で抽選をさせていただくということで考えております。

山田実行委員長： 一言つけ加えさせていただきます。今のケースで商品券が売れ残る可能性もありますので、売れ残ったときには第2次募集をする予定にしております。

司会： よろしいでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、本件については終了させていただきます。どうもありがとうございました。

ここで関係者の方は退室させていただきます。

《市政一般》

（平成27年度第1回川崎市総合教育会議の開催について）

司会： 続きまして、市政一般に入らせていただきます。

初めに、話題提供といたしまして、平成27年度第1回川崎市総合教育会議の開催について、市長から説明させていただきます。市長、よろしくお願ひいたします。

市長： 5月30日、土曜日、17時から、中原区役所において総合教育会議を開催いたしますのでお知らせいたします。昨日、教育委員会委員には、招集通知を配付いたしました。

総合教育会議は、4月1日から改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されたことにより、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくために設置される会議です。

私と教育委員会委員の皆さんと意見交換を行う場となっておりますので、委員の皆さんの意見を伺い、連携を図っていきたくと考えております。

司会： ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入ります。市政一般の質疑と一緒にということでお願ひしたいと思ひます。では、幹事記者さん、よろしくお願ひいたします。

（川崎区日進町の簡易宿泊所火災について）

幹事社： よろしくお願ひします。川崎区の火災の件で伺いたひんですが、今日、市も立入検査を火災の現場以外の簡易宿泊所に対しても検査を始めたということで、そういった立入検査を含めた今後の対応と、あと、あの一帯というのは生活保護を受けている方が多いのですが、市として今後どういった支援をしていくのかというところを教えてください。

市長： まず、立入検査でありますけれども、本日の5月19日から22日、金曜日まで、市内の類似する宿泊施設、今回の簡易宿泊所のうち、火災が発生した建物に類似する施設ということで48対象、49施設ということになっておりますが、そこに実施機関として消防局、まちづくり局、健康福祉局、保健所という形で立入検査に入るといふことになっております。それでよろしかったでしょうか。

幹事社： あと、生活保護受給者に対する支援のところですか。

市長： いわゆるこういった類似の施設の中に、現在、1,300人を超える生活保護

受給者の皆さんがお住まいになっているということはわかっておりますけども、どういった施設の形状だとか、実態をしっかりとまず認識することからやはり始めなくちゃいけません。そのための実態調査であろうというふうに思っております。

今回、被災された方には、お見舞金等々のことは現在、段取りを整えているというところであります。

幹事社： 実際にお見舞金というのは、まだこれから。

市長： 実際には、お見舞金はこれからです。

幹事社： 幾らかわかりますか。

市長： まずお見舞金ですが、例えば全焼で単身世帯の場合には、川崎市から3万円、市の日赤から1万円、県の日赤から1万円というトータル5万円ということになります。重症者に関しては、川崎市から5万円、県の日赤から1万円ということでトータル6万円。亡くなられた方に対しては、川崎市から10万円、県から2万円ということで12万円というふうなお見舞金の、これは川崎市の災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例という条例に基づいてお見舞金あるいは弔慰金を送るものでございます。

幹事社： ありがとうございます。各社、お願いします。

幹事社： よろしくお願いします。火災の絡みなんですけど、調査に入られる施設の中で、我々、現場などを取材していると、木造の3階建て、実質的に3階建てと見られる施設が多数あります。建築基準法では、旅館等については木造の3階建てというのは、原則的に建築許可がおりないはずなのに、そういうものが実は実態として市内にたくさんあると。特定行政庁のさらに長である市長として、このような現状というのはどのようにお考えでしょうか。

市長： これ、詳しく実態を今から調査しないとわかりませんが、かなり今回の施設のように、建築されたのが昭和36年とかということになりますと、既存不適格というふうな状況になっている可能性があるかと。ただ、それを細かく見て、調査してみないと、これはわからないというふうなものもございますので、そのあたりをしっかりと実態調査で明らかにしていきたいというふうに思っています。

幹事社： その点について、市の行政のやり方として何か瑕疵があったというふうには考えられませんか。

市長： 今、それぞれ確認をとっておりますが、例えば消防法に基づく検査ということでは、消防局のほうで立ち入りというか、検査を昨年やっておりますし、それについては、今の法律上は問題ないというふうなことになっておりますし、旅館業法に関することでは、保健所等がそれにかかわって検査をして、問題ないということになっ

ておりますので、どこの法律に問題あったのか。あるのか、ないのかということも含めて現在、調査中であります。

記者： 今のことに関連なんですけれども、まさに市長おっしゃったように、消防局は消防法に基づいて、昨年、立ち入り、区の保健福祉センターは、やはり旅館業法に基づいて、昨年12月だったと思うんですけれども、吉野荘、吉田屋に立ち入りしています。いずれも問題なしと。そのインフォメーションが残念ながら、建築指導課、まち局のほうには行ってなかったし、それぞれの情報が融通されていなかった。両方とも旅館業法に基づいても、それから、消防法に基づいても立ち入りしているわけであって、中が実質的に3層構造になっているというのを目視しているはずなのに、その情報がもしかしたら、これは建築基準法に違反しているかもしれないという疑いを持って、まち局のほうに伝わらなかった。こういうのというのは、市長が一番嫌われている縦割りというか、市民のほうを向いて仕事をしていないということにつながるんじゃないかと思うんですけれども。

市長： ちょっと話をクリアにしなくちゃいけないと思うんですが、消防法に基づいて、消防局が立ち入りを検査して、消防法には、いわゆる適法であるということでもありますから、必然的に適法なものをまちづくり局に通知するということがないわけですね。例えば消防局が立ち入ったときに違法建築だと疑われるものに関しては通知するというふうな仕組みになっていて、それはほかの事例でも、間々、そういうケースがあって、まちづくり局に伝わっているというふう聞いています。

ですから、今回は、いわゆる消防法には適合していると。いわゆる適法だということで、まちづくり局には通報が行っていないということでもありますから、何か連絡が当然必要だったということは、違法性があったということで通知するものだと思いますけれども、今回はある意味、消防法上は適法だというふうなことだと報告を聞いています。

記者： 市長、それは申しわけないですけれども、ちょっとご認識が違って、消防は確かに消防法に基づいて立ち入り検査をしますけれども、建築基準法は、もちろん消防局は所管していませんが、消防が立ち入ったときに、これは建築基準法に違反しているかもしれないというふうに感じた場合には、まちづくり局に通知をするという制度があります。

市長： はい。

記者： ですから、消防法に違反していなかったのはもちろんまち局に伝える必要はないですけれども、建築基準法に違反しているかもしれないということをまち局に伝

えるべきだったのではないのでしょうかということです。

市長： そのこのところは最終確認をちゃんとしておりますけれども、それを調査を待ってしっかりとお答えしたいと思います。今、おっしゃっていただいたように、疑いのあるものには通知するということになってはいますが、消防法の、これはあまり縦割りみたいな話になっちゃいけないので、しっかりとこのあたり事実関係を確認しますが、2階建てということで認識して、2段ベッドという状況で確認をして適法であると。たとえ3階建てであったとしても、消防法上には、これは問題がないということらしいです。

記者： 市長、だから、何度も言いますように、消防法としては問題なかったんですけども、中をご覧になったらわかると思うんですが、実質的には3階、3層構造になっていて、個室が3階にまであることがわかっています。それは消防局も見ています。なので、これは3階建てで宿泊業を行えるということは、通常、先ほど質問あったようにあり得ないことですので、これはもしかしたら大丈夫なのかということ消防局として、例えばまち局や、あるいは健康福祉局に伝えてもよかったんじゃないかということであり、そのための協議会も庁内では設けられているので、なぜそれができなかつたのでしょうかという質問なんです。

市長： ちょっと繰り返し申し上げているように、そのあたりをしっかりと調査します。今までそういった疑いのあるものについては、そういう連絡ができるというふうな仕組みにして、実際にそういうふうな運用されているそうです。しかし、今回の話というのは一体どうだったのかということについては、しっかりと今、調査しているところでありますので、確認とれ次第、またご報告したいというふうに思っています。

記者： すみません。もう市長の時代の前なんですけど、当時の市の職員の対応というものが例えば今回の簡易宿泊所の完了検査ということ自体を、建物ができた後の書類処理ということでいいんですかね。建築主から川崎市に対して届け出がないことに対して、そのまま放置にしている、今回の火災になっているということがあるんですけど。

市長： ちょっとその火災の発生原因がどうかということも、まだわかっていないので。

記者： そうなんですけど、建物として、川崎市は一度も、建物が建ってから、職員が現地に行って確認しましたという記録は残っていないと。もしかしたら、もう50年、60年前の話なので、今の職員がどうかという話ではないんですけど、現状として、市として確認できていない建物が下手したら数百件以上あるかもしれないと。そ

うということについて、これから大変だとは思いますが、それを調べ直したりすることというお考えはありますか。

市長： もちろん。というか、今まさに今回の類似施設のことについて、各局消防局だけじゃなく、まち局も健康福祉局も一緒になって立入検査、実態調査を進めるというのはまさにそのことです。

記者： 書類上も処理できていない建物がいっぱいあるんですけど……。

市長： 多分、非常に難しいと思うのは、これ、私も、どの建物が何年というふうなのが今わかりませんので一概なことは言えませんが、例えばもう60年前に建っている建物の建築確認の書類が残っているのかというふうな話になりますと、かなり難しいということになりますので、1件1件、多分状況というのは違うと思いますから、そのあたりをしっかりと調べていきたいというふうに思っております。

記者： わかりました。

記者： ちょっとこれはもしかしたら、私も詳しくないんで外れたことをお伺いするかもしれないですけども、当該建物がもし増築されているんだとするならば、届け出と違って、増築に当たると思うんですが、床面積が変わってきますね。そうすると固定資産税みたいなものが変わってきたりする可能性があると思うんですけども、税の担当のところというのは、この部分について、市長に何か報告は上がっていますか。

市長： いえ。上がってません。

記者： 上がってない？

市長： はい。

記者： 基本的には実測することになっているはずなんですけれども、固定資産税の算定、算出の段階で。そうすると、例えば税の部局が現地を見て、これがどういう構造になっているのかということ把握しているかもしれないと思うんですが、そこら辺のヒアリングは今日、してないんですか。

市長： ええ、今日、してないですね。

記者： なるほど。例えば届け出の一番初めの登記簿を見ると2階建てになっているんですが、火元とされる場所は。実際は3階建てになっていて、そうすると、吹き抜けがあるものの床面積がおそらく増えていると思うんですけども、そうすると固定資産税の算出の前提が変わってきてしまうことになる、素人だと思うんですが、こういう全庁的にあそこの建物に関するデータを例えば突合して何とかしていこう。例えば税金はずっと昔から取っているはずですから、そういうような全庁の情報をす

り合わせて適正に運営していこうというようなシステムとしてできてないんですか。

市長： 全部の情報が1つの建物のところに、全部が突合できているのかというと、おそらくそうっていないというふうに思います。ただ、先ほどご指摘あったように、今回の件を受けて実態調査を行いますから、必要な情報収集はしっかりやっていきたいというふうに思っています。

司会： ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして市長会見を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

市長： ありがとうございました。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務局秘書部報道担当

電話番号：044(200)2355